第15表 初任給の改定状況

	項目 三重県				全 国						
学歴	企業規模	採用あり	初任海 増 額	給の改定場 据置き	^{犬況} 減 額	採用なし	採用あり	初任:	給の改定\ 据置き	大況 減 額	採用なし
大学卒	計	36.1 %	(32.0) %	(68.0) %	%	63.9 %	38.8 %	(31.2) %	(67. 5) %	(1.3) %	61.2 %
	500 人以上	39. 7	(40.2)	(59.8)		60. 3	68. 9	(37. 3)	(62. 2)	(0.5)	31.1
	100 人 以 上 500 人 未 満	42.4	(30. 1)	(69.9)		57. 6	45. 7	(32. 2)	(66. 7)	(1.1)	54. 3
	100 人 未 満	22.2	(16.7)	(83.3)		77. 8	19.8	(21. 1)	(76. 2)	(2.7)	80. 2
高校卒	計	27.7	(31.6)	(68.4)		72. 3	18. 4	(29.7)	(70. 2)	(0.1)	81.6
	500 人以上	27.7	(38. 1)	(61.9)		72. 3	24. 3	(40.4)	(59. 6)		75. 7
	100 人 以 上 500 人 未 満	37.0	(28.6)	(71.4)		63. 0	21. 6	(28.7)	(71. 1)	(0.2)	78. 4
	100 人 未 満	14.8	(25.0)	(75.0)		85. 2	12. 4	(24.4)	(75. 6)		87.6

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第16表 扶養(家族) 手当の支給状況

扶養家族の構成		支 給	月 額	
大食 家族 の 特成	三 重	県	全	国
配 偶 者	13, 194 円		13,047 円	
配偶者と子1人	19,327 円	(6,133 円)	18,898 円	(5,851円)
配偶者と子2人	24,990 円	(5,663 円)	24, 240 円	(5,342 円)

- (注) 1. 支給月額は、扶養家族ごとに、その手当を支給している事業所における支給月額の平均を 扶養家族の構成に応じて累計したものである。
 - 2. () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 - 3. 扶養(家族) 手当の支給につき、配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。
 - 4. 支給月額は、扶養(家族) 手当が平成18年以降改定された事業所について算出した。
- 備 考 本県の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、扶養親族1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 住居(住宅) 手当の支給状況

項	目		事 業 所	の割合
快	П	Р		全 国
支給の有無	支	給	62.1 %	51.7 %
文和 切有無	非 支	給	37.9	48.3
借家・借間居住者に対	する住居(信	主宅)	27,000 円以上	30,000 円以上
手当月額の最高支	給額の中位	階 層	28,000 円未満	31,000 円未満

備 考 本県の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。